

後期まちづくり基本計画策定支援業務委託仕様書

1 委託業務名

後期まちづくり基本計画策定支援業務

2 趣旨

本市の総合的なまちづくりの方向性を示すための指針である「尼崎市総合計画」(別紙参照)は、一定期間変わることのない基本的なまちづくりの方向性を示す、「まちづくり構想(構想期間10年)」と、その構想のもとに、都市像を実現するための具体的な施策展開を定める「まちづくり基本計画(計画期間5年)」で構成されている。「まちづくり構想」については計画期間が令和5～14年の10年間、「まちづくり基本計画」については、「前期まちづくり基本計画(以下「前期計画」)」が令和5～9年、「後期まちづくり基本計画(以下「後期計画」)」が令和10～14年のそれぞれ5年間の予定となっている。前期計画が令和9年度(2027年度)で計画期限を迎えるにあたり、後期計画の策定作業についての支援を目的とするもの。

3 契約期間

契約締結日から令和9年(2027年)3月31日まで

4 予定価格

7,441,000円(税込み)

5 委託業務内容

前期計画では、本市がめざすまちの姿である「ありたいまち」の実現に向けて、計画全体の進捗を総合的に測る3つの総合指標(ファミリー世帯の転出超過数、市民参画指数、「尼崎市に住んで良かった」と感じている市民の割合)を設定している。また、施策を連携させながら重点的に取り組みを進める4つの主要取組項目に8つの指標を置いており、さらに、施策毎の進捗状況を測る指標として25の代表指標を設定している。これらの指標は審議会や部局でそれぞれ検討の上、設定していることから、総合指標等との関係を踏まえたロジックモデルに基づいて設定しているわけではない。そのため、各指標が総合指標を高めるために機能しているかどうかの判断が難しい構成となっている。後期計画では、例えば、総合指標・主要取組項目・各施策の目標・代表指標・展開方向の各層をつなぐようなロジックモデルを構築し、EBPMの視点から施策評価を可能にする体制を整えることを検討している。なお、必要に応じて指標を再設定することも想定しており、その際にはデジタル庁が推進する「地域幸福度(Well-Being)指標」の活用も検討する。

こうした現状や課題を踏まえ、以下の業務について支援を行うこと。なお、進行にあたっては、月2回程度の定例会議等を実施し、検討状況等について調整すること。また、各業務の成果物及び納期については、下記を基本としつつ、必要に応じて委託者(市)と受託者が協議の上決定す

る。

① 総合計画用ロジックモデルの構築支援

後期計画の全施策を対象として、総合指標や代表指標等について、論理的に説明ができるロジックモデルを構築すること。具体的には以下のような業務を想定しているが、進め方については協議の上決定すること。

- ・各施策の展開方向に対応する指標案の整理・設定支援（定義・算出方法・データ取得方法・更新頻度を含む）
- ・各施策の展開方向から代表指標・総合指標へのつながりを示すロジックモデル図の作成
- ・Well-Being 指標（デジタル庁推進）との対応関係の整理及び活用方法の助言（他都市の導入実績等を踏まえること）
- ・部局ヒアリングの実施（各施策 1 回以上、オンライン実施も可とする）及び論点整理
- ・成果物：各施策のロジックモデル図（全施策分）、指標一覧（定義・算出方法等を含む）、検討過程を整理した説明資料等（全てデータ形式で可。納期：令和 8 年 10 月末。）

② 事業別ロジックモデルの構築支援

各施策の展開方向の指標に効果が期待できる個別事業の KPI 等を整理・設定し、庁内で活用できる体制を整えること。既設定の指標・KPI 等については、その有用性を検証できる範囲で整理すること。具体的には以下のような業務を想定しているが、進め方については協議の上決定すること。

- ・各施策の展開方向の指標に対応する事業 KPI 案の整理・設定支援
- ・既存の指標・KPI の有用性についての整理・助言
- ・部局ヒアリングの実施（必要に応じて実施、オンライン実施も可とする）及び論点整理
- ※全事業ではなく、代表的な事業（1～2 事業を想定）のロジックモデルの構築を通じ、次年度以降ロジックモデルを構築する際に使用できるよう、フォーマット（作業マニュアルや研修動画等を想定）を作成すること
- ・成果物：ロジックモデル構築資料（展開方向の指標と事業 KPI の対応整理表を含む）、ロジックモデル構築にかかる作成マニュアル及び研修動画等（全てデータ形式で可。納期：令和 9 年 2 月末。）

③ 市民意識調査の内容検討

①で構築した総合計画用ロジックモデル（特に展開方向の指標及び代表指標）を踏まえ、市民の意識・実態を把握するために実施する市民意識調査の項目の設計・内容検討を行うこと。EBPM の視点を踏まえ、ロジックモデルにおける仮説の検証に資する設問構成とすること。

- ・成果物：市民意識調査の調査項目案及びレイアウト、設問構成の説明資料（データ形式で納品。納期：令和 8 年 11 月末。）

※調査票の印刷や封入・封緘、発送については委託者（市）が別途実施する。

④ 市民意識調査の結果分析

市民意識調査により得られた調査結果について、ロジックモデルの検証を含め、指標間の関係性の分析を行うこと。なお、単純集計、クロス集計等、過去と同様の集計については委託者（市）で実施する。（別紙「令和6年度実施分 報告書」参照）

※分析手法の選定及び結果の解釈については、委託者（市）と協議の上進めること

・成果物：調査結果の分析レポート（ロジックモデルとの関係整理、主要な示唆を含む）（データ形式で納品。納期：令和9年3月末。）

6 業務の進め方

業務に際しては、契約締結以降、進め方や資料確認など適宜、十分な打合せ協議を行いながら業務を進めていくものとする。なお、本市の所有する数値等のデータについては可能な限り提供する。

7 スケジュール概要（案）

時 期	内 容
令和8年 5月～10月	総合計画用ロジックモデルの構築支援（各展開方向の指標の設定、Well-Being 指標の活用検討、部局協議の支援を含む）
令和8年 8月～11月	市民意識調査の内容検討（レイアウト案の作成を含む）
令和8年12月～令和9年2月	事業別ロジックモデルの構築支援
令和9年 3月	市民意識調査の結果分析

8 検査・検収

受託者から成果物の納品を受けた後、委託者（市）は内容の検査を行い検収する。検査・検収の具体的な手続きについては、委託者（市）と受託者が別途協議の上決定する。

9 支払い方法

業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払

10 契約保証金

契約締結時に尼崎市契約規則に基づき、所定の手続きを行う。

11 準拠する法令等

本業務実施に当たっては、本仕様書によるほか、下記に示す関連法令及び規定等に準拠して行うものとする。

(1) 尼崎市財務規則（尼崎市公営企業局会計規程）

(2) 個人情報保護法等その他関連法令及び条例

12 再委託について

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は本委託の主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、事前に書面により委託者（市）の承諾を得た場合に限り、本委託の主要な部分を除く業務の一部を再委託（第三者に委託し、又は請け負わせることをいう。以下同じ。）することができる。
- (3) 受託者は、再委託の契約を締結した第三者（以下「再委託先」という。）に、二次以下の再委託をさせてはならない。ただし、業務の性質その他の理由で、真にやむを得ない場合はこの限りではない。
- (4) 前号ただし書きを適用する場合、第2号の規定を準用する。
- (5) 受託者は、委託者（市）に対して、再委託先（二次以下の再委託を含む。この号及び次号において同じ。）が第2号（第4号で準用する場合を含む。）で規定する承諾に基づき行う本委託の一部の業務（以下「再委託業務」という。）を履行するに当たり行った、全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (6) 再委託先が再委託業務の履行において、委託者（市）に損害が発生した場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。

13 その他

当該業務委託に係る成果物及び策定段階におけるデータ等に関する権利は尼崎市に帰属するものとする。なお、この仕様に定めのない事項について疑義のある場合は、双方協議の上で決定する。

以 上